

告示

埼玉県告示第八百五十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一六―三一―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡越生町大字鹿下三百三十八―六 外十七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八百八十・四立方メートル